

教育委員会会議 定例会

令和5年2月15日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 42 号 県議会に提出する予定案件について

第 43 号 県議会に提出する予定案件について

第 44 号 県議会に提出する予定案件について

第 45 号 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

2 報 告 事 項

な し

3 その他報告

(20) 県議会への報告について

議案第 42 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 43 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 44 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 45 号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

提案理由

教育庁生涯学習課が行う子育てなどに関する相談業務について、甲府市に所在する県立男女共同参画推進センター（以下、「県立男女共同参画推進センター」という）の大規模改修工事のため、場所を変更して事務を処理していたが、改修工事の終了に伴い県立男女共同参画推進センターに場所を戻して事務を処理することから、職員の駐在に関して所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

訓令の概要

教育庁生涯学習課

題名	山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令
趣旨	教育庁生涯学習課が行う子育てなどに関する相談業務について、甲府市に所在する県立男女共同参画推進センター（以下、「県立男女共同参画推進センター」という）の大規模改修工事のため、場所を変更して事務を処理していたが、改修工事の終了に伴い県立男女共同参画推進センターに場所を戻して事務を処理することから、職員の駐在に関して所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 規程改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育庁生涯学習課が行う子育てなどに関する相談業務について、県立男女共同参画推進センターが大規模改修工事により休館となったため、令和4年5月24日から県立青少年センターに駐在場所を変更して事務を処理している。 ○ 県立男女共同参画推進センターの改修工事は令和5年3月15日に終了する予定。 ○ これに伴い、駐在場所を県立男女共同参画推進センターに戻すことから職員の駐在に関する規程の一部を改正する必要がある。 <p>2 規程の内容</p> <p>教育庁生涯学習課が行う子育てなどに関する相談業務を行う職員の駐在場所について、「甲府市川田町」を「甲府市朝気一丁目」に改める。</p>
施行期日	令和5年3月28日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会との所管に属する教育機関の職員の駐在に関する規程新旧対照表

別表（第二条関係）				新
略	二 教育庁生涯学習課	略	駐在職員の所属機関	
略	子育てなどに関する 相談業務		駐在処理事務	
略	甲府市朝氣一丁目		駐在場所	
別表（第二条関係）				旧
略	二 教育庁生涯学習課	略	駐在職員の所属機関	
略	子育てなどに関する 相談業務		駐在処理事務	
略	甲府市川田町		駐在場所	

その他報告 20

県議会への報告について

[別途資料配付]